

指定管理制度と学芸員 広島市現代美術館の事例を基に

出原 均（兵庫県立美術館）

1. 広島市現代美術館における指定管理者制度の導入と結果

私が在籍していた広島市現代美術館は、1989年、公立としては最初に現代美術を専門とする美術館として開館した。広島市の設立であるが、運営においては広島市文化振興事業団（現、広島市文化財団）に委託するかたちをとった。この美術館の当初の学芸部門の人数構成は、副館長を含む8名の学芸員、1名の司書、5名の一般事務員で、すべて市からの派遣職員であった。しかし、まず、一般事務員が、そして、学芸員も、派遣から財団職員に替わり、美術館の財団化が徐々に進むとともに、正規職員ではなく、嘱託を採用する傾向も強まっていた。美術館に指定管理者制度が導入されることが決まった段階で、学芸員7名中3名が市職員、4名が財団職員（内、1名は市職員を定年退職し、財団天下り。学芸員のトップである課長は財団職員。なお、財団採用の嘱託学芸員1名は欠員）で、事務員も2名の役職以外はすべて財団職員となっていた。

2002年頃から話が持ち上がり始めた指定管理者制度は、当初、美術館にその適用はふさわしくないとされていた。しかし、翌年から同制度が具体的に議論され始め、04年には文化財団の中で同制度の検討・対策組織が設けられた。同年の終わり頃には広島市は原則公募とすることを決定し、05年に実施した（4年毎の公募）。20前後の民間事業者が現地説明会に来館したが、最終的には民間2社が加わり、財団が獲得した。

その過程で生じた学芸員問題をここで検討する。財団側は、公募で民間と競うにあたって、様々な実施プランを捻出するとともに、経費の節減を図り、公募におけるポイントを稼ぐ方策を採用した。給与の高い市職員の受け入れを拒否し、3名の嘱託学芸員の補充で人件費を節約することを決定したのである。06年、3名の派遣職員は移動となり（美術館の中に市の事業が残っていたので、1名はその担当となった）。一方で、学芸部門では少ない人数で、それまで以上の事業（競争に勝つために提出した事業案）を実施しなければならなくなった。

2 指定管理者制度と学芸員

指定管理者制度は、多くの問題を抱えているので、いずれ抑制されるだろうと一部の予測に反し、危機的状況にある地方財政のなかで、むしろ導入の動きは徐々に拡大の傾向にある。同制度は、特定の個人の学芸員を問題とするのではなく、地方公共団体における学芸員という専門職員という存在そのもの（ただし、多くは、一般事務職の身分であり、研究職とされるのはわずか）が問題となっていることを強調しておきたい。

派遣の停止、嘱託化など、学芸員の立場の不安定化は進んでいくと思われる。美術館が所蔵する美術作品は、市民、県民にとっての財産であり、これを守り、後世に伝えていくためには、その機関に属する（外部委託ではない）学芸員が必要であることを強調していくこと、また、同制度の問題点を明確化することなどによって、導入を抑える方向を探るとともに、すでに導入された職場においても学芸員としての立場を安定させる諸策が急務である。